

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）の概要

1. 倫理行動規準

2. 贈与等に関する規制

◆ 利害関係者

(1) 職員が職務として携わる以下の事務の対象者

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 許認可等 | ⑤ 行政指導 |
| ② 補助金等の交付 | ⑥ 所掌に係る事業の発達、改善及び調整 |
| ③ 立入検査・監査・監察 | ⑦ 契約に関する事務 |
| ④ 不利益処分 | ⑧ 予算・定数・定員の査定 |

(2) 職員の異動後3年間は異動前の官職に係る利害関係者を引き続き利害関係者とみなす。

(3) 他の職員に対し影響力を行使し得る職員については、当該他の職員の利害関係者もその職員の利害関係者とみなす。

◆ 利害関係者との間における禁止行為

- | | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| ① 金銭、物品、不動産の贈与を受けること | ⑤ 未公開株式を譲り受けること |
| ② 金銭の貸付けを受けること | ⑥ 供応接待を受けること |
| ③ 無償で物品、不動産の貸付けを受けること | ⑦ 遊技又はゴルフ、旅行をすること |
| ④ 無償で役務の提供を受けること | ⑧ 利害関係者をして、第三者に対し、①～⑦に掲げる行為をさせること |

◆ 私的な関係を有する者との間における例外

◆ 利害関係者以外の者との間における禁止行為

3. 特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止

補助金等又は国が直接支出する費用等をもって作成される書籍等及び作成数の過半数を当該職員の属する国の機関等において買い入れる書籍等の監修料及び編さん料を受けてはならない。

4. 職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止

- (1) 他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り、又は享受してはならない。
- (2) 国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官、上司等に対して、倫理法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又は隠ぺいしてはならない。
- (3) 管理者については、部下職員が倫理法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認してはならない。

5. 利害関係者と共に飲食する場合の届出

自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、倫理監督官へ届け出なければならない。

6. 講演等に関する規制

利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行う場合、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない。

7. 倫理監督官への相談

行為の相手方が利害関係者かどうか判断することができない場合等倫理規程の解釈に疑義がある場合は倫理監督官に相談する。